

平成 29 年（2017 年）12 月 12 日
長野県長野地域振興局

公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（建設工事）試行要領（最終改正 平成 29 年 3 月 10 日付け 28 建政技第 285 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 平成 29 年 3 月 10 日付け 28 建政技第 286 号）に示すとおりです。

1 工事の概要

(1) 工事名

平成 29 年度 県営中山間総合整備事業 信州高山地区 防災無線整備工事

(2) 工事の目的

高山村（以下「村」という。）では、同報系アナログ防災無線を昭和 61 年に導入しているが、既に約 30 年が経過し、老朽化が著しく、故障した場合の交換部品の調達も困難となっている。

また、総務省では周波数再編アクションプランを策定し、アナログ方式からデジタル方式へ移行するよう促進している。

本工事により、防災無線設備をデジタル方式に更新し、迅速性、正確性を確保する中で次の①～④を目的とする。

- ① 農業被害に関する気象情報や営農技術情報、生活に関する情報の伝達
- ② 災害時の情報伝達・収集
- ③ 災害復旧時の諸活動での情報の伝達
- ④ その他村民への必要な情報の伝達

(3) 工事の内容

① 工事及び業務範囲

本工事は、村の同報系デジタル防災無線システム（以下「システム」という。）の構築と整備を行うもので、工事及び業務範囲は以下に示すとおりである。

なお、当初契約時に示された性能仕様以外の追加項目や埋蔵文化財の出現等予期しない項目以外については、機器の仕様・数量に変更があっても契約金額は変更しない。

- ア 調査
- イ システム設計
- ウ システム整備工事
- エ 各種試験の実施と試験成績書作成及び登録検査の立会い

- オ 関係機関への許可・届出（工事に必要な許可等含む）
- カ 引き渡し時の取扱指導等
- キ 不要となる現行施設・設備の撤去・処分
- ク その他、発注者、監督職員等から指示のある関連事項

② 現行システムの把握

- ア 現行システムや施設の状況を把握した上で、同報系デジタル防災無線への更新計画を立案すること。
- イ 現行設備は、撤去することを基本とするが、状態を確認し耐用年数やランニングコスト等を十分に考慮の上、可能なものは利用する方向で検討し、技術提案書を作成すること。
- ウ 電波伝搬範囲及び音達範囲について検討を行い、最適なシステム構成を設計すること。また、現地調査による実証確認を行うこと。
- エ 現行システム

項目	数量	整備年度	備考
親局	1式	昭和61年	緯度 36° 40' 48" 経度 138° 21' 49" 地上高 20m
屋外拡声子局	28局	昭和61年	
戸別受信機	61台	昭和61年	

※別紙「高山村防災無線既設システム構成図（現況）、高山村屋外拡声子局配置図」も参考とすること。

③ システム基本条件の検討

基本条件として以下の項目を考慮し検討すること。

- ア 子局の設置場所は、現行システムを基本とし、通信が確保されるように中継局・再送信子局等の検討を行ったうえで技術提案書を作成すること。
また、電波伝搬範囲及び音達範囲の検討結果に基づき、必要に応じて設置箇所の増減及び設置場所の変更を検討すること。

イ 親局設備

a デジタル無線装置

- ・更新後における装置は、稼動のものと予備の二重化構成とし、故障時でも無線通信を途切れなく維持すること。

b 操作卓

- ・アナログ／デジタル並行運用期間中も、既設放送室のスペースを広げることなく、アナログ卓／デジタル卓の設置ができること。（別紙 高山村役場平面図参照）
- ・設置スペースを考慮し、自動プログラム送出装置を操作卓内に実装すること。
- ・放送を行う屋外拡声子局の選択が可能で呼出操作ができること。
- ・放送を行う戸別受信機の選択が可能で設定変更等ができること。
- ・操作画面は、タッチパネル方式とすること。
- ・パソコン並みの機能・操作性とすること。

c 地図表示盤

- ・村内の屋外拡声子局の配置図を表示すること。
- ・画面は、視認性を考慮し、50インチ以上の液晶ディスプレイとすること。
- ・放送中は、放送対象の屋外拡声子局の箇所が点灯して表示されること。

d 通話装置

- ・全ての屋外拡声子局と通話ができること。
- ・操作卓に通話を行うための受話器を設置すること。

e 音声合成装置

- ・放送内容をテキスト文章で作成し、ソフトウェアの読み上げ機能により音声を合成する装置を設置すること。~~また、当該テキストデータは、エリアメールやホームページなど多様なメディアと連携が図れること。~~
- ・音声は、男女別の読み上げ、イントネーションの調整、読み上げスピード等の調整が可能なこと。

f 電源装置

- ・アナログ／デジタル並行運用期間中も現行の非常用発動発電設備の回路に両システムが接続されること。
- ・デジタル無線装置等の主要機器は、停電時でも72時間以上稼動すること。
- ・落雷や誘導雷で発生する異常入力電力をカットし、親局設備を保護する装置を設けること。

g その他

- ・屋外に設置する設備は、最大瞬間風速60m/secに耐えること。また、周辺温度-20℃～+50℃、湿度90%以下の環境において、異常なく稼働すること。
- ・各設備には必要な耐震性を持たせること。
- ・空中線柱は、耐食性のあるものを採用し別途指定する色に塗装すること。また、電柱は地際防腐対策を施すこと。
- ・主要な設備は二重化構成とし、故障時は自動切換して機能を維持すること。

ウ 屋外拡声子局

- ・親局との通話を行うための受話器を設置すること。また、全局にアンサーバック機能を有すること。
- ・停電時でも72時間以上稼動するバッテリーを設けること。
- ・屋外拡声子局のスピーカーについては音達範囲を検討して最適なものを選定すること。
- ・直雷及び誘導雷から機器を保護するサージ保護デバイス（SPD：クラス1）を設けること。
- ・親局からの電波が直接受信できないエリアに対しては、再送信子局を設けること。

エ 戸別受信機（県発注分）

- ・指定避難所等の公共施設（61箇所）に戸別受信機を設置し、村からの情報を確実に伝達ができること。
- ・災害時でも問題なく稼動し、費用対効果の高い端末を選定すること。
- ・商用電源の他、停電時でも汎用性の高い乾電池（単Ⅰ～単Ⅲ）で稼動ができること。

- ・放送内容は 20 件程度録音することができ、また再生できること。
- ・受信電波が弱い施設には、最小限の空中線を設置すること。

④ 調査

ア 現地調査

- ・親局については、アナログ／デジタル並行運用期間中の電源容量や設備スペース等について調査を行うこと。
- ・屋外拡声子局については、既設設備の再利用可否、建て替え場所などについて調査し、発注者へ報告すること。
- ・中継局又は再送信子局の設置が必要な場合は調査を行うこと。

イ 電波伝搬調査

- ・信越総合通信局から指示のあった方法(QPSK または 16QAM)で、電波伝搬調査を実施すること。
- ・屋外拡声子局設置場所にて親局から送信する試験電波を受信し、受信入力電圧、回転パターン、ハイトパターンおよび伝送誤り率 (BER) の測定を実施すること。なお、中継局又は再送信子局の設置が必要と判断する場合は、同様に測定を行うこと。
- ・戸別受信機用屋外空中線エリアの確認を行うこと。

⑤ システム詳細設計

ア 回線設計

- ・村の地形を考慮した、電波伝搬シミュレーションを実施すること。なお、ARIBSTDT-86 及び T-115 双方の 2 パターンで、村内エリア図を作成すること。
また、回線方式、電波強度、空中線等について信越総合通信局と協議し、設計の方向性を確認すること。
- ・屋外拡声子局設置場所からの音達図を作成し、難聴と想定されるエリアを特定し、子局増設の根拠とすること。なお、屋外拡声子局を増設設計する場合は、当該地区での住民説明会等に協力すること。

イ システム設計

- ・親局からの電波が届かないエリアへは、中継局又は再送信子局の設置を検討すること。
- ・緊急放送を自動的に繰り返し放送できること。
- ・市町村連携の広域化対応に向けて、グループ ID 登録は、ARIB 標準規格の範囲内とすること。
- ・並行運用期間も、現在の運用（地区別放送、農業情報の定時放送など）が変わりなくできること。
- ・J-ALERT からの緊急通報を受信した場合には、システムを自動起動し、瞬時に屋外拡声子局等より放送ができること。
- ・放送時の選択呼出は、緊急一括、一括、グループ、個別放送が可能なこと。
- ・防災無線からの放送内容が、瞬時にホームページやエリアメール等にも自動連携されるシステムとすること。

~~・須坂市消防本部からの信号により自動起動し、火災等災害情報を放送できること。~~

- ・なるべく汎用的なスペックを採用し、コスト削減に努めること。

ウ 設計図面の作成

- ・システム系統図
- ・親局配置図、配管配線図
- ・屋外拡声子局標準設置図
- ・戸別受信機標準設置図
- ・機器構成図
- ・無線回線構成図
- ・その他、設計上必要な図面

エ その他

- ・上記ア～ウの設計内容は、整備工事の開始前に必ず発注者の承認を得ること。

⑥ 許認可申請

システム整備及び運営に際し、許認可・届出等が必要となる場合は、関係申請書類を作成し確実にシステムが運営できるよう申請手続きを行うこと。

⑦ システム整備工事

ア 基本事項

- ・必要となる既存機器の改修等は、受注者の責において行うこと。
- ・更新又は改修により不要となる現行施設の機器・部材等は、新システム運用開始後に撤去するものとし、適正な処分を行うこと。
- ・施工上必要となる仮設用地等は、受注者の責任において確保すること。
- ・切替工事にあたっては、現行サービスの維持・確保に努め、停波時間を極力なくすこと。

イ 検査

- ・主要設備については、納入前に工場検査を行うこと。
- ・受信入力電圧(RSSI)及び伝送誤り率(BER)の測定を実施し、検査結果報告書を作成すること。
- ・無線局検査データは、設計値と同等以上の値を確保すること。万一、設計値に満たない数値となった場合は、速やかに発注者に報告し、原因の調査と対策を講じた上で、二次検査を行うこと。

⑧ システムの保守

ア 保守体制

- ・将来にわたり保守運用が継続的に行うことができ、システムを一括して管理できる保守体制が整備されていること。
- ・村の担当者に対しての機器操作講習、説明サポート体制が明確となっていること。
- ・保守点検内容と時期を明確にし、保守・サポート体制を技術提案書に記載すること。

イ 保守基本条件

- ・保守運用の機能を満足した上で、価格が抑えられていること。
- ・24時間365日受付とし、平日9:00~17:00の間は当日対応とする。また、前記以外の時間帯に受付けた故障は、翌日対応を基本とすること。
- ・機器の操作及び維持管理作業を記載したマニュアルを作成すること。(マニュアルは、正規本のほかに早見表も用意すること。)
- ・定期点検は、年1回以上とすること。
- ・本基本条件以上の提案がある場合は、別紙様式7-2号の④に記載すること。
- ・保守契約以外の有償となる故障時の緊急出張経費(旅費、人件費、技術料等であり、部品代、交換作業費等は含まない)については、別紙様式7-2号の⑤に記載すること。

(4) 提案を求める具体的内容

	項目	提案内容
1	施設建設費及びランニングコスト	<ul style="list-style-type: none">・施設建設費の内容の妥当性。・保守契約内容の充実度とその保守契約費。・保守契約以外の有償となる項目とその経費。
2	システムの信頼性・安定性	<ul style="list-style-type: none">・親局、再送信子局等の通信確保の検討。・親局、再送信子局等のバックアップ機能。・操作の容易性と業務の効率化や運用の簡素化。・孤立集落への対策。
3	メンテナンスの容易さ及び設備の耐久性	<ul style="list-style-type: none">・故障時に早急な対応が出来る体制。・故障診断、早期解決に向けた検討。
4	技術提案の内容と施工の整合性	<ul style="list-style-type: none">・技術提案の内容が十分に検討され、充実度の高いシステムとの施工の整合性。・その他高山村にとって有益と判断される提案。

(5) 履行期限 平成32年3月23日(月)(債務負担行為設定済)

(6) 工事実施上の要件

- ① 本工事の遂行上必要な調査は、受注者が行うものとするが、現行システムの関係図書及び既存機器状況など発注者又は村が所有している資料は貸与する。この場合、受注者は借用期間と目的を明示した借用書リストを発注者又は村に提出し、期間内に返却するものとし、目的外での使用はしないこと。
- ② 本工事における保証期間は、現場引渡しから起算して2年間とする。ただし、受注者の責による故意又は重大な過失により瑕疵が生じた場合は、期間を10年間とする。なお、運用開始1年以内に生じた機能不足等については、受注者の責によりシステムの改造や付属設備の設置を行うこと。

③ 本工事において適用する規格等は次のとおりとする。

- ・市町村デジタル同報通信システム標準規格 (ARIBSTD-T86,T-115)
- ・日本工業規格 (JIS)
- ・電気規格調査会標準規格 (JEC)
- ・日本電機工業会標準規格 (JEM)
- ・電子情報技術産業協会規格 (JEITA)
- ・日本電信電話株式会社規格 (DDS)
- ・日本電線工業会規格 (JCS)
- ・電池工業会規格 (SBA)
- ・施設機械工事等共通仕様書 (長野県農政部)
- ・施設機械工事等施工管理基準 (農林水産省農村振興局整備部設計課)
- ・土木工事共通仕様書 (長野県農政部)
- ・土木工事施工管理基準 (長野県農政部)
- ・土地改良工事数量算出要領 (長野県農政部)
- ・土木工事現場必携 (長野県建設部)
- ・土地改良工事標準設計 (長野県農政部)
- ・電気通信設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房技術調査課)
- ・電気通信施設の標準機器仕様書 (国土交通省)
- ・電機設備技術基準 (経済産業省)
- ・電波法及び同法関係法令等
- ・電気通信事業法及び同法関係法令等
- ・建築基準法及び同法関係法令等
- ・その他関係法規及び基準等

上記については、最新版を使用すること。

また、前項の他、総務省より示された「防災行政無線局の免許方針」及び「防災行政無線局の事務処理要領」に基づくこと。

④ 本工事は、電子納品対象工事であり、電子納品の範囲等については協議によること。

⑤ 本工事完了に伴い、工事に関わる完成図書（図面、仕様書）の他に、既設利用設備の図面と併せた管理用図書（操作取扱要領の概要版・詳細版を含む）を提出すること。

(7) その他

現行システムの関係図書及び既存機器状況など発注者又は村が所有している資料（点検報告書）は、長野県長野地域振興局農地整備課において閲覧できる。なお、3 (5) に記載の担当者に連絡のうえ来庁すること。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 対象工事に共通する入札参加資格要件

① 長野県建設工事の入札参加資格を有している者であること。

② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- ③ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日建政技第 337 号。以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ⑤ 有効な経営事項審査を有している者であること。
- ⑥ 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- ⑦ 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による補修指示を受けていない者であること。
- ⑧ 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第 31 条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- ⑨ 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ⑩ 県発注の他の対象工事の入札において、契約後確認調査に該当する落札候補者を 1 年以内に 2 回以上辞退したとして、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ⑪ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑫ 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
 - ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、次の①については会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。）
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
 - イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
 - ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
 - エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
 - オ 事業協同組合とその構成員

(2) 工事ごとに定める入札参加資格要件

- ① 入札に付する工事に対応した長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。
- ② 業種に関する要件を満たしている者であること。
- ③ 資格総合点数に関する要件を満たしている者であること。
- ④ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。
- ⑤ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式 2 号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式 3 号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

① 入札参加資格業種その他参加資格登録状況

入札参加資格業種、資格総合点数、特定建設業許可の有無を記載すること。

② 保有する配置予定技術職員の状況

参加資格表明時点で在籍する技術職員の資格区分及び員数について記載すること。

③ 同種工事の実績

ア 同種工事の実績とは、公共機関等から発注された同報系防災無線工事を元請けし、平成 14 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに竣工した工事を対象とする。

イ 会社としての同報系デジタル防災無線の元請実績を優先し記載すること。

ウ 工事実績については、これを証する契約書の写し及び工事内容のわかるコリンズ登録写し等を添付すること。

④ 当該工事の実施体制

配置予定の主任（監理）技術者の資格及び経歴等の状況中「最近 15 年間の主な工事経歴」とは、工事実施箇所経歴のうち平成 14 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに竣工した工事を対象とする。なお、資格に関しては土木工事現場必携「共 3 建設工事における技術者制度」に適合することを確認すること。

⑤ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 既存施設の現場確認

現行システムの設置状況については、次のとおり現地説明会を開催する。参加希望者は、3(5)の連絡先及び担当者に、平成 29 年 12 月 19 日（火）午後 5 時までには連絡（FAX 又は電子メール）のうえ参加すること。なお、会場の都合により 1 社あたりの参加者は 2 名以内とする。

① 日 時： 平成 29 年 12 月 26 日（火）午前 10 時 00 分から

② 場 所： 高山村役場 2 階 第 1 会議室
長野県上高井郡高山村大字高井 4972

(5) 発注機関・問い合わせ先

〒380-0836 長野県長野市大字南長野南県町 686-1

長野県長野地域振興局 農地整備課 地域整備係

担当 山邊 一浩

電話 026-234-9547(直通)

FAX 026-234-9554

電子メール nagachi-nochi@pref.nagano.lg.jp

(6) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 : 平成 29 年 12 月 21 日 (木) (土曜日、日曜日及び休日は除く。
提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで)
- ② 提出場所 : 3 (5) に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参または郵送とする。
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3 (5) の担当者に確認すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限る。

(7) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2 (1)、(2) の要件を満たしているほか、次の基準に基づいて選定される。なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後に公表する。

審査項目	選定の基準
入札参加資格業種	電気通信工事
資格総合点数	814 点以上
同種工事の実績	同報系防災無線工事の実績を有すること。 ※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請し、平成 14 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに竣工した工事が該当する。
特定建設業許可に関する要件	必要

(8) 非該当理由に関する事項

- ① 参加表明を提出した者のうち、技術提案書の提出者として該当とならなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由 (非該当理由) を書面により、長野県長野地域振興局長から通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 10 日 (長野県の休日を定める条例 (平成元年長野県条例第 5 号) 第 1 条に規定する県の休日 (以下「休日」という。) を含まない。) 以内に、書面 (様式自由) により、長野県長野地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができる。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内 (休日を含まない。) に書面により回答する。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及び回答方法
 - ア 受付場所 3 (5) に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間の午前 9 時から午後 5 時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く)
 - ウ 受付方法 原則として F A X とする。
(回答を受ける担当者名、電話番号及び F A X 番号を併記すること。なお、到達したことを電話で 3 (5) の担当者に確認すること。)
 - エ 回答方法 原則として F A X とする。

(9) その他の留意事項

- ① 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。
- ② 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後に公表する。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

なお、防災無線製造メーカー以外の提案者は、実装する機器の製造会社（メーカー）から機器供給証明書を発行してもらい添付すること。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

① 配置予定者の技術者の資格、経歴等の状況

ア「最近15年間の主な工事」及び「同種工事」は、平成14年4月1日から揭示日の前日までに竣工した工事を対象として記載すること。

イ「資格」、「最近15年間の主な工事」及び「同種工事」の実績については、これを証する資格証、契約書等の写しを添付すること（同報系デジタル防災無線の元請実績を優先しすべて記載する。ただし、3件以上の場合は3件を記載すること）。また、資格については電気通信工事に係る資格はすべて記入すること。

② 技術提案

ア 求められた技術提案について簡潔にまとめること。

イ 導入するシステムが所定の機能を発揮するための維持管理費用（機器保守メンテナンス等ランニングコスト）について、記載すること。

また、以下の見積も合せて提出すること(任意様式)。

- ・瑕疵期間終了後の保守契約費

③ 工事に係る費用とその内訳

ア 様式8号の3とし、できるだけ一式計上は避けること。

イ 必要に応じて、内訳については詳細な提示を求めることがある。

ウ 費用の積算にあたっては労務単価及び資材単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

④ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付及び回答方法

- ① 受付期限 平成30年1月9日（火）
- ② 受付場所 3(5)に同じ。
- ③ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く）
- ④ 受付方法 FAX又は電子メール等とする。

なお、到達したことを電話で 3 (5) の担当者に確認すること。

- ⑤ 回答方法 技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては FAX 又は電子メール等により回答する。(平成 30 年 1 月 10 日 (水) を目安とする。)

発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成 30 年 1 月 15 日 (月)
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで)
- ② 提出場所 3 (5) に同じ。
- ③ 提出部数 印刷物 1 部、電子データ(CD または DVD) 1 部
- ④ 提出方法 持参または郵送とする。
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3 (5) の担当者に確認すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ① ヒアリング予定日 平成 30 年 1 月 30 日 (火)
(日程と時間については決定次第連絡する。)
- ② ヒアリング場所等 長野県庁 (詳細については決定次第連絡する。)
- ③ ヒアリング方法 各社 30 分程度を予定 (提案者数により変更する。)
質疑に対する回答は、提出した技術提案書の内容と異なってはならない。失格となる場合があるので注意すること。
- ④ その他 ヒアリング用要約版資料 (書式自由) を 10 部用意し、当日持参すること。
ヒアリング時間内に説明可能な内容とし、プロジェクター等を使用したい場合は、事前に 3 (5) の担当者と調整すること。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表 (様式 9-1) は、契約締結後に公表する。(但し、業者名は特定した業者名のみ公表)

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等	主任 (監理)	資格	専門分野の資格を有しているか。
		経歴等	豊富な経験を有しているか。
	技術者	同種・類似工事の実績	豊富な同種・類似工事の実績を有しているか。

費用	費用が安価であること	配点×最低価格÷提案価格[小数点以下第3位四捨五入2位止め]
技術提案の内容	ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・保守契約内容が充実し、その保守契約費が安価であるか。 ・保守契約以外の有償となる経費が安価であるか。
	システムの信頼性・安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・親局、再送信子局等の通信確保の検討がされているか。 ・親局、再送信子局等のバックアップ機能が十分か。 ・操作が容易で業務の効率化や運用の簡素化が図れているか。 ・孤立集落への対策が検討されているか。
	メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・故障時に早急な対応が出来る体制となっているか。 ・故障診断、早期解決に向けた検討内容が十分か。
技術提案の内容と施工の整合性		<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の内容が十分に検討され、充実度の高いシステムと施工の整合性が図られているか。 ・その他高山村にとって有益となる提案があるか。

※なお、技術提案の内容が本仕様の要求を満たしていない場合は、技術提案自体を無効とする場合がある。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県長野地域振興局長から特定した旨の通知を行い随意契約を行う。

(9) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、長野県長野地域振興局長から通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面（様式自由）により、長野県長野地域振興局長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- ③ 非特定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。
- ④ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法。
 - ア 受付場所 3(5)に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間内の午前9時から午後5時まで。
(土曜日、日曜日及び休日は除く)
 - ウ 受付方法 原則としてFAXとする。
(回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること。なお、到達したことを電話で3(5)の担当者に確認すること。)
 - エ 回答方法 原則としてFAXとする。

(10) 工事予算額 概ね 240,000千円（消費税抜き）

(11) その他の留意事項

- ① 提出された技術提案書は返却しない。

- ② 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- ④ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要（長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日付け50監第590号）による。）

(2) 関連情報を入手するための窓口

3（5）に同じ

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。

(4) 技術提案書の補足資料がある場合には、4（6）のヒアリング時に提出することができる。

(5) 発注者及び村は、受注者に対して助言や必要な情報提供を求めることがある。

(6) 今後、高山村（村発注）において、戸別受信機またはCATV告知端末機を全戸(2,500台)に設置する計画があるので協力すること。